

令和7年度フィンテック企業に対する海外進出支援事業補助金 よくある質問 Q&A

【補助対象事業者・補助対象事業について】

Q1 フィジビリティ調査及び展示会出展に当たり、海外都市に指定や制限はあるのか。

A1 海外都市に指定や制限はありません。海外進出を検討している海外都市へのフィジビリティ調査/展示会出展であれば、補助対象となります。

Q2 フィジビリティ調査及び展示会出展に係る費用を同一年度内に申請することは可能なのか。

A2 フィジビリティ調査及び展示会出展の補助を併用することは可能です。同時に申請される場合は、同一の申請書にまとめていただいて構いません。(対象事業ごとに申請書を各々提出いただく必要はありません)

ただし、補助金（補助対象事業；展示会出展）と令和7年度フィンテック企業に対する海外進出支援事業海外展示会共同出展との重複利用はできません。

重複利用確認表	補助金 (フィジビリティ調査)	補助金 (展示会出展)	共同出展
補助金 (フィジビリティ調査)		○	○
補助金(展示会出展)	○		×
共同出展	○	×	

【補助対象経費について】

Q3 補助額の計算について、千円未満の端数を切り捨てるのは、経費区分ごとに切り捨てるのか、合計額を切り捨てるのか、どちらか。

A3 経費区分ごとに切り捨ててください。

(例)

展示会出展：補助対象経費

(1) 出展料 : 1,001,000 円

(2) ブース設営費用 : 1,001,000 円

合計 : 2,002,000 円

補助金申請額(経費区分ごとに補助率(2分の1)を乗じ、千円未満の端数を切り捨て)

(1) 出展料 : 500,000 円

(2) ブース設営費用 : 500,000 円

合計 : 1,000,000 円

Q4 補助対象経費のうち、「一部の補助対象経費を除き、本補助金の交付決定を行った日から令和8年3月31日までに、契約、利用又はサービスの提供を受け、支払が完了した費用を対象とする。」とあるが、一部の補助対象経費とは何か。

A4 展示会出展に係る①出展料及び②ブース設営費用について、要件を満たした場合は交付決定前の支払となっても問題ありません。

①出展料：出展の申込・契約が令和7年4月1日以降であること

②ブース設営費用：ブース設営に係る申込が令和7年4月1日以降であること。ただし、出展の申込と同時にブース設営に係る申込を展示会主催者に行う場合に限る。